

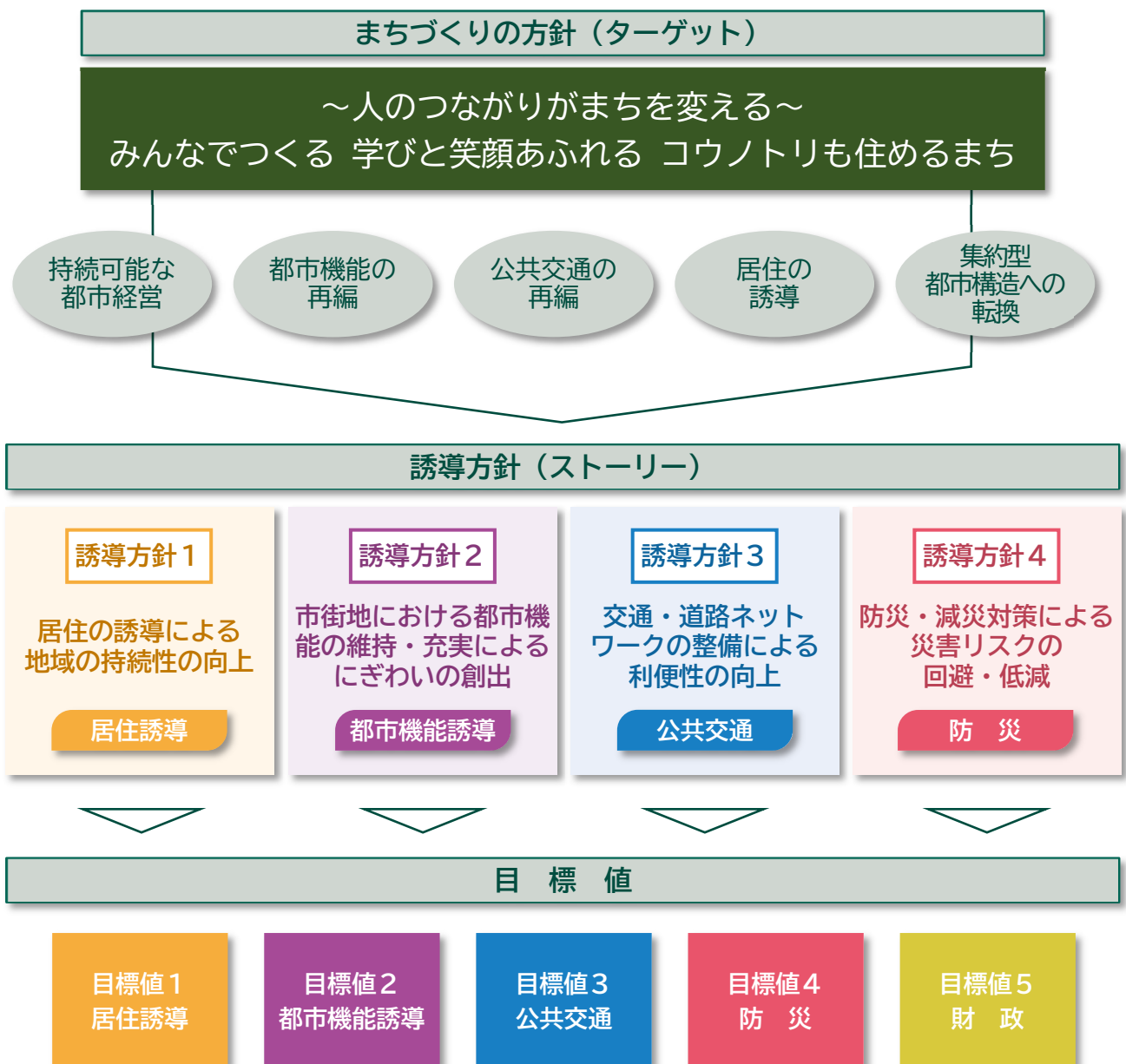
# 第8章 計画の目標値・評価方法

## 8-1 目標値の設定

### (1) 目標値の基本的な考え方

本市のまちづくり方針（ターゲット）及び誘導方針（ストーリー）に基づき、「居住誘導」「都市機能誘導」「公共交通」「防災」の目標を設定するとともに、持続可能な都市経営を行うために「財政」の目標を設定します。

#### ■ まちづくり方針（ターゲット）及び誘導方針（ストーリー）に対する目標値の体系図





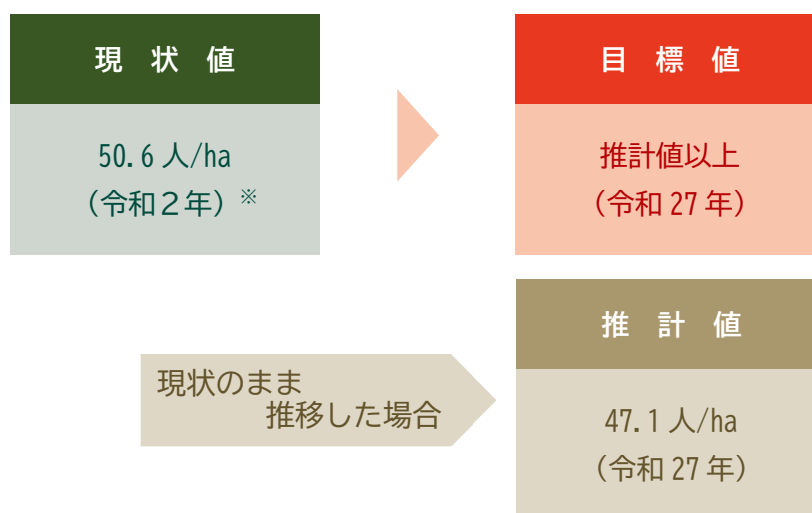
## (2) 目標値の設定

### 目標値1 : 「居住誘導」に関する目標値

「居住誘導」に関する目標値は、居住誘導に関する施策の推進により、居住誘導区域内の人口密度の低下が抑制されているか確認するため、『居住誘導区域内の人口密度』に設定します。

指標

居住誘導区域内の人口密度（人/ha）



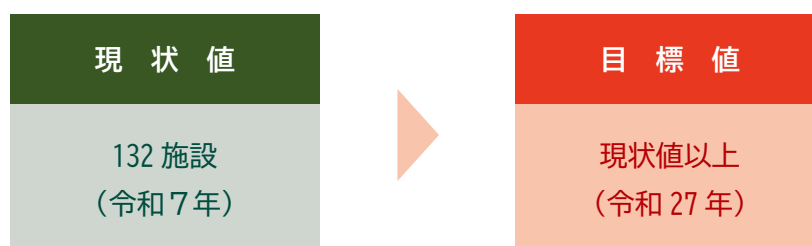
※令和2年（2020年）国勢調査より

### 目標値2 : 「都市機能誘導」に関する目標値

「都市機能誘導」に関する目標値は、都市機能誘導に関する施策の推進により、都市機能誘導区域内において誘導施設の維持・誘導が行われているか確認するため、『都市機能誘導区域内の誘導施設数』に設定します。

指標

都市機能誘導区域内の誘導施設数（施設）



### 目標値3：「公共交通」に関する目標値

「公共交通」に関する目標値は、公共交通に関する施策の推進により、公共交通機関を利用した移動の利便性の向上が図られているか確認するため、『居住誘導区域の公共交通沿線地域<sup>※</sup>の徒歩圏人口カバー率』に設定します。

#### 指標

居住誘導区域の公共交通沿線地域<sup>※</sup>の徒歩圏人口カバー率（％）



※「公共交通沿線地域」は、全ての鉄道駅、バス停の徒歩圏（鉄道駅については800m、バス停については300m）

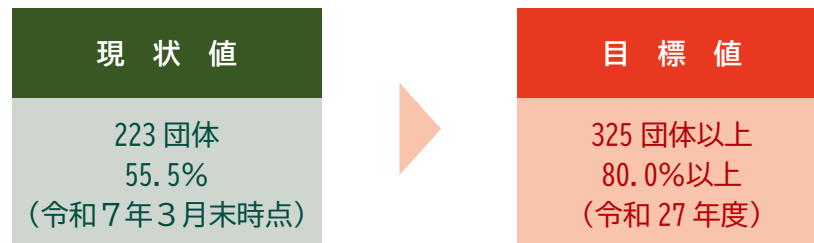
### 目標値4：「防災」に関する目標値

「防災」に関する目標値は、防災に関する施策の推進により、災害リスクの回避・低減が図られているか確認するため、『自主防災組織の組織数及び組織結成率』に設定します。

自主防災組織結成率は、自主防災組織数を自治会数等の団体数で除した割合となります。

#### 指標

自主防災組織の組織数（団体）及び組織結成率（％）





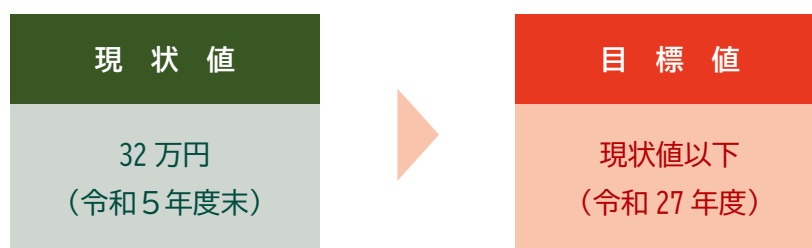
### 目標値5 : 「財政」に関する目標値

「財政」に関する目標値は、居住誘導、都市機能誘導、公共交通及び防災に関する施策の推進により、財政運営の持続可能性が向上しているか確認するため、『住民一人当たり行政コスト』に設定します。

住民一人当たりの行政コストは、純行政コスト※を住民基本台帳人口で除したものとなります。

指標

住民一人当たり行政コスト（円）



※純行政コスト：行政サービスに要した費用から、その対価として得られた手数料などの収益を差し引いたもの。



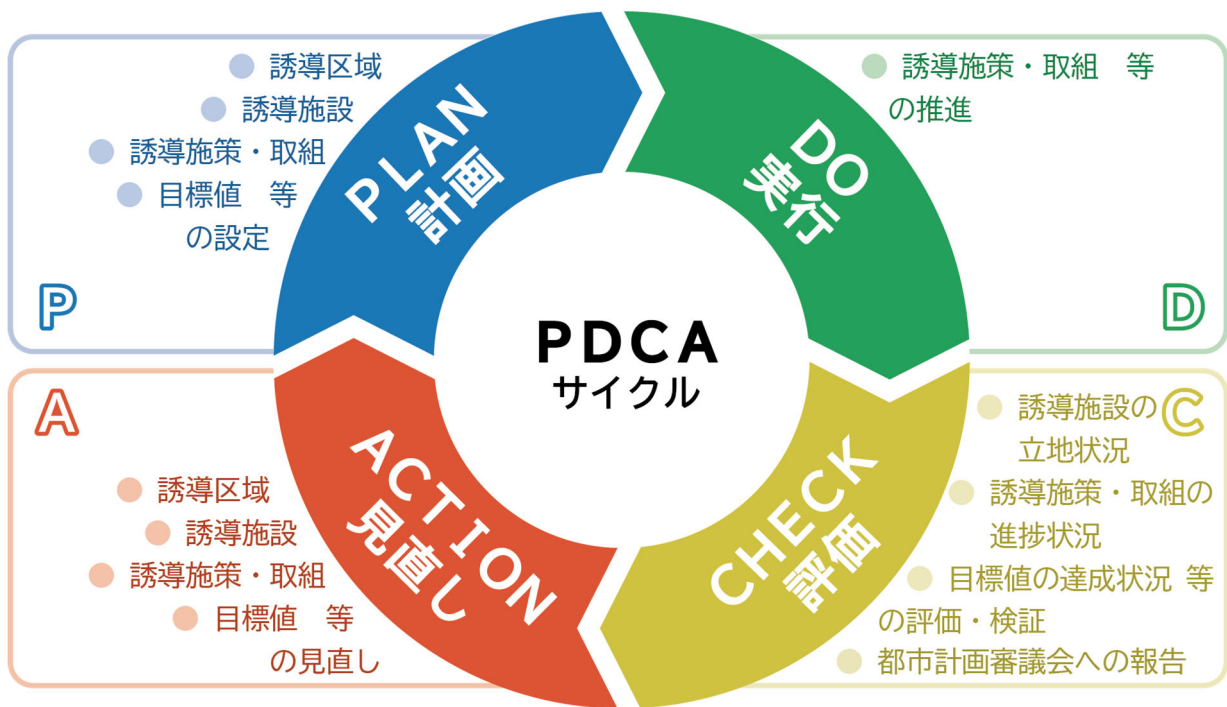
## 8-2 計画の進捗管理

立地適正化計画は、都市再生特別措置法において、おおむね5年ごとに施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めることとされています。

本市では、PDCAサイクルの考え方にに基づき、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化、上位・関連計画の策定・見直しの状況等を踏まえて、おおむね5年ごとに誘導施設の立地状況や誘導施策・取組の進捗状況、目標値の達成状況等について評価・検証を行い、それらの結果を踏まえて適時適切に計画を見直すとともに、都市計画審議会へ評価・検証の結果を報告することとします。

また、立地適正化計画は、まちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策・計画との整合性や相乗効果等を考慮しながら推進する必要があります。そのため、庁内の関係各課と連携し、総合的かつ横断的な施策の推進を図ります。

### ■ PDCAサイクル



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編



### 8-3 届出制度

#### (1) 届出制度について

立地適正化計画の策定に伴い、都市再生特別措置法の規定により、居住誘導区域外又は都市機能誘導区域外において一定規模以上の開発行為及び建築行為等を行おうとする場合、又は都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合には、これらの行為に着手する 30 日前までに市への届出が義務付けられます。

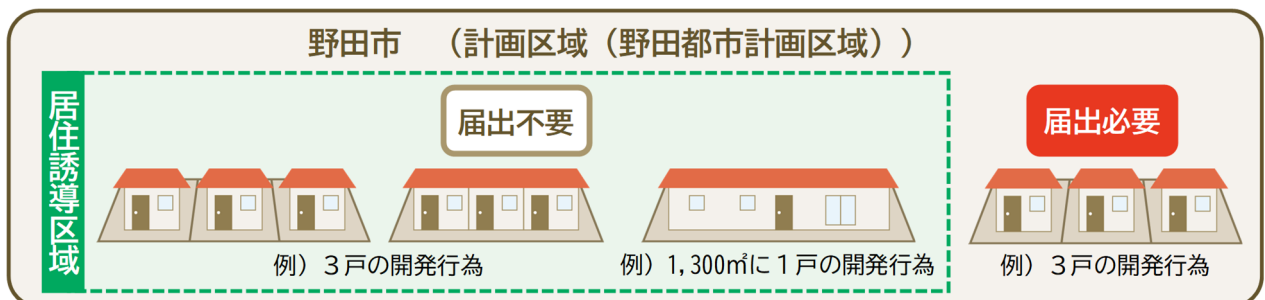
#### (2) 届出の対象となる行為

##### 1 居住誘導区域外における届出・勧告 (都市再生特別措置法第 88 条)

居住誘導区域 **外** で以下の行為を行おうとする場合は、事前に届出が必要となります。

開発行為	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #f44336; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;">届出必要</div> </div> <p style="text-align: center;">例) 3戸の開発行為</p>
	② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、規模が1,000㎡以上のもの <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #f44336; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;">届出必要</div> <div style="background-color: #ccc; border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-right: 10px;">届出不要</div> </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> <span>例) 1,300㎡に1戸の開発行為</span> <span>例) 800㎡に2戸の開発行為</span> </p>
建築等行為	① 3戸以上の住宅の新築 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #f44336; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;">届出必要</div> <div style="background-color: #ccc; border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-right: 10px;">届出不要</div> </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> <span>例) 3戸の建築行為</span> <span>例) 1戸の建築行為</span> </p>
	② 建築物を改築又は用途変更により3戸以上の住宅とする場合

##### ■ 届出のイメージ (開発行為等を行う場合)



## 2 都市機能誘導区域外における誘導施設の設置に係る届出・勧告

(都市再生特別措置法第108条)

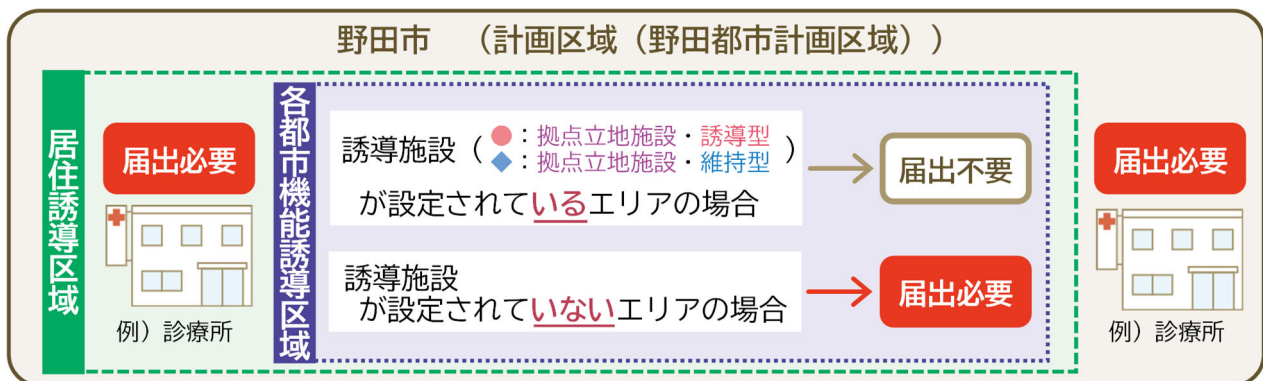
都市機能誘導区域 **外** で以下の行為を行おうとする場合は、事前に届出が必要となります。

※各都市機能誘導区域で誘導施設が異なるため、当該区域で指定していない誘導施設は届出が必要です。

(P.88 参照)

開発行為	・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

### ■ 届出のイメージ（誘導施設に設定されている施設を設置する場合）



## 3 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出及び助言・勧告

(都市再生特別措置法第108条の2)

都市機能誘導区域 **内** で以下の行為を行おうとする場合は、事前に届出が必要となります。

※各都市機能誘導区域で誘導施設が異なるため、当該区域で指定している誘導施設は届出が必要です。

(P.88 参照)

誘導施設の休廃止	・ 都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止する場合
----------	------------------------------

### ■ 届出のイメージ（誘導施設に設定されている施設を休止又は廃止する場合）

